

ご利用にあたって：施術承諾書の導入

本会が受ける相談に「利用者から施術承諾書をとるべきか」「承諾書には何を書けば良いか」といったものがあります。このような相談は新たに開業される方や施術スタッフの増加に伴い利用者の把握が難しくなった場合が多く、何かあったときのために検討される方が増えているようです。

施術契約は利用者が施術を依頼し施術者が合意することで成立します。契約は、「ご利用にあたり」といった内容を、施術者が口頭で説明するか、店舗が用意した書面を利用者にご一読いただき、確認してもらった上で承諾を得るといった過程も含まれています。

利用者から承諾を得る方法は、利用のたびに承諾書にサインをいただくことが理想です。口頭による確認は容易な方法ではありますが、後々もめ事となつ際に利用者から「聞いていない」「覚えていない」と主張された場合も記録がないことから、言った言わないの水掛け論となりやすく事実がどうであれ声の大きい方が勝つパワーゲームに陥りがちです。ただ、会員からお話を聞く限りでは、諸般の事情により毎回全員からの取り付けには抵抗がある店舗も少なくないようです。しかし新規利用者などで警戒すべき利用者が来店されたときのために承諾書を作成しておくことを本会ではお勧めしています。施術承諾書を作成することで店舗の方針や対応基準を考え直す良い機会になります。

承諾書のタイトルは「ご利用にあたり」などソフトに感じられるものが良いでしょう。

承諾書の内容として以下の構成が望ましいと考えます。

1) 店舗および治療（サービス）の概要

店舗の説明は必須です。また医療類似行為であるか否かを明確にしておくことです。国家資格者が施術を行う店舗でも診断は行えないことや健康保険の利用の可否、民間手技施術家は原則として利用者の自己責任での利用となる旨を記載します。

2) 利用できない利用者の条件

発熱、飲酒、伝染病といった一般的なものほか、妊婦の利用の可否、施術をお断りする既往症なども記載します。糖尿病の方に対しての温熱療法を断ることなども本来は記載したいものの一つです。

3) その他のお知らせしたいこと

施術により発生すること、施術中や施術後の注意事項、有事の際の対応方針などを記載します。有事の際の対応方針は、施術が原因による体調などの悪化がみられた場合の対応条件で

店舗を出る前に確認したもの

賠償額は利用料金を上限とする

施術前申告に誤りがあった場合について

より強い力での施術を希望された場合について

など提示している店舗が多くみられます。

1)～3)の後に「上記内容を承諾した上で施術を受けることを希望します」と記し、日付記入と署名ができる欄を設けます。

OFF POINT
承諾書自体は法的な効力が薄いと考えますが、利用者に説明した事実を記録に残せるだけでも交渉の際に有利に働く場合があります

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対しても状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル / クレーム対応無料電話相談・JHA NEWSの発行・会員保障制度など

ご希望の方には病気やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

国家資格者
会員種別
正会員A 準会員

すべての治療家、施術家に
安心・安全を提供します

入会金無料

民間施術者
会員種別
正会員B

【ご不明な点・詳細につきましては、お気軽にお問い合わせください】



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

E-mail: info@jha-shugi.jp

◎ JHA NEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます◎

TEL: 03(5289) 8171

FAX: 03(5289) 8173

TEL 受付：10:00～18:00（平日）

FAX 受付：24時間年中無休

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-1